

(平成21年10月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年12月
② 昭和54年1月から同年3月まで

ねんきん特別便で、昭和53年12月及び54年1月から同年3月までの国民年金保険料が未納とされていることが判明した。

私が、会社を退職したのは昭和53年12月30日であるので、その翌日が厚生年金保険被保険者の資格喪失日となり、国民年金被保険者の資格取得日となるはずが、同資格取得日が、ねんきん特別便では54年4月1日になっている上、国民年金手帳では同年1月1日となっているなど、行政側に誤った事務処理が見受けられる。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間は①が1か月、②が3か月と短期間であり、申立人は、両申立期間及び国民年金第3号被保険者期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立期間②について、申立人の国民年金被保険者資格の取得日が、申立人が保管する国民年金手帳及びA市役所が管理する国民年金台帳では昭和54年1月1日となっているにもかかわらず、社会保険庁のオンライン記録では同年4月1日が資格取得日となっていることから、行政側の申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった事実が認められる。

2 一方、申立人が保管する国民年金手帳及びA市役所が管理する国民年金台帳の記録によると、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は昭和54年

1月1日であることから、その時点では、申立期間①については、国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付できない。

また、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情が見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から同年9月まで
昭和40年7月ころ、A市役所において、国民年金制度の説明会があり、同年8月に加入手続を行い、同年8月分と9月分の国民年金保険料を納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所有する国民年金手帳により、申立人は、昭和40年8月28日に任意加入者として国民年金被保険者資格を取得している事実が確認できる。

また、申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、申立期間及び国民年金第3号被保険者期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

さらに、申立期間直後の昭和40年10月から41年3月までの期間の保険料については、申立人が所有する国民年金手帳により、現年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの付加保険料を含む国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、昭和 53 年 10 月に国民年金に任意加入後、国民年金第 3 号被保険者となるまで、付加保険料を含む保険料を銀行において納付していた。

このため、申立期間の付加保険料を含む保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 10 月 * 日の婚姻と同時に国民年金に任意加入し、同年同月から付加保険料を納付している上、申立期間及び国民年金第 3 号被保険者期間を除く国民年金加入期間の付加保険料を含む保険料をすべて納付していることから、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人の夫は、申立期間当時、厚生年金保険に加入しており、社会保険庁のオンライン記録により確認できる標準報酬月額では収入に大きな変化は見られない上、生活状況にも大きな変化は認められないことから、申立人に係る申立期間の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を 24 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 7 月 16 日から同年 11 月 30 日まで
社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成 4 年 7 月 16 日から同年 11 月 30 日に資格喪失するまで の期間に係る標準報酬月額が、大幅に引き下げられていることが判明した。

この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 4 年 7 月から同年 10 月までは 24 万円と記録されていたところ、申立人が同社において被保険者資格を喪失した日である 4 年 11 月 30 日より後の 6 年 1 月 19 日付けで、4 年 7 月 16 日に遡^{そきゅう}及して訂正され、8 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人のほか 27 人の被保険者について、申立人と同様に遡及して標準報酬月額を訂正する処理がなされていることが確認できる。

さらに、A社の総務担当者からは、申立期間当時、同社は厚生年金保険料を滞納しており、同社の社会保険事務担当者^{そく}と社会保険事務所の職員が相談していた旨、A社の経営はうまくいっていなかった旨及び給与の遅配があった旨の証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 24 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間にのうち、平成2年5月から同年9月までに係る標準報酬月額を50万円に、同年10月から3年8月までに係る標準報酬月額を47万円に、それぞれ訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月1日から3年9月13日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、平成2年5月1日から3年9月13日までの期間に係る標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。社会保険庁の記録では、標準報酬月額は30万円となっているが、入社するときに、会社の専務から月50万円を支給するという約束があり、給料が50万円以下になったことはないと記憶しているので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成2年5月から同年9月までは50万円、同年10月から3年8月までは47万円と記録されていたところ、申立人の資格喪失日である3年9月13日より後の4年5月7日付けで、2年5月1日に遡^{そきゅう}及して訂正され、それぞれ30万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間当時、総務課長をしていたとする同僚に照会したところ、その当時、申立人は、役職がB係長であり、社会保険の届出等には関わっていなかったとの証言が得られた。

さらに、申立期間当時の同僚12人に照会したところ、8人から回答が得られ、そのうち4人からは、申立期間当時のA社の経営状態について、不振だったとの証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有

効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額
は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成2年5月から同年9月まで
に係る標準報酬月額を50万円に、同年10月から3年8月までに係る標準報酬
月額を47万円に、それぞれ訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和49年2月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録について、昭和48年2月から同年7月までに係る標準報酬月額を3万3,000円、同年8月から49年1月までに係る標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月26日から49年2月26日まで
② 昭和49年2月26日から49年3月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和48年2月26日から49年3月31日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和46年5月6日に就職してから49年3月31日に退職するまで、A社に勤務しており、厚生年金保険にも加入していたはずである。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社が保管する「失業保険被保険者資格喪失確認通知書（離職証明書）事業主控え」により、申立人の離職年月日が昭和49年2月25日であることが確認できるほか、同通知書に48年7月から離職月までの賃金が記載されていることから、申立人が申立期間①においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が管理するA社における申立人に関する厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）では、i）報酬欄に「昭和48年8月1日」、「月額42」の記載を二重線で抹消した形跡を確認することができ、昭和48年8月1日に標準報酬月額記録の随時改定が行われた形跡がうかがえること、ii）申立人は、昭和49年3月1日に健康保険証を

返還していることが確認できる。

さらに、戸籍簿により、申立人は昭和48年*月*日に出産したことが確認できることから、このことについて申立人が名前を挙げた同僚4人及び申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者資格を有していた者4人の計8人に照会したところ、回答が得られた4人のうち3人は、申立人は出産後も少しの間、勤務していた記憶がある旨の証言が得られた。

加えて、被保険者原票により、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和42年8月1日から51年6月までの期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を有していた女性40人のうち、出産手当金を受給した者は申立人を含め10人（延べ14人）いることが確認できるが、そのうち、分娩直後又は出産休暇中に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者は申立人のみであることが確認できることから、同社においては出産を理由に任用替えを行う慣行は無かったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和48年2月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を行ったとは考え難く、事業主は、申立人が主張する昭和49年2月26日（雇用保険の記録における離職日の翌日）に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録について、昭和48年2月から同年7月までに係る標準報酬月額を3万3,000円、同年8月から49年1月までに係る標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

2 申立期間②について、B社が保管する「失業保険被保険者資格喪失確認通知書（離職証明書）事業主控え」により、申立人の離職年月日が昭和49年2月25日であることが確認できる。

また、申立人の同僚及び事業主から、申立人の退職日についての具体的な証言を得ることはできず、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

このほか、申立期間②に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年11月30日から同年12月1日まで

私は平成3年11月30日にA社（現在は、B社）を退職し、同年12月1日にC機関D事業所（現在は、E機関）に転職したが、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の資格喪失日が同年11月30日と誤って届出をされたため、厚生年金保険の加入期間が1か月少なくなっている。

このため、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成3年12月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に照会したところ、申立期間当時、申立人の給与における厚生年金保険料の控除方式は当月控除であったとの回答が得られたほか、申立人から提出された同社に就職した月である平成2年10月分の給与明細書及び退職月である平成3年11月分の給与明細書により、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、B社に照会したところ、提出された人事記録により、申立人は、平成3年11月30日付けで同社を退職し、同年12月1日よりC機関D事業所に勤務していることが確認できるほか、B社から、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に提出する際、申立人の退職日を誤って同年11月29日とし、資格喪失日を同年11月30日として届出を行った旨の回答が得られた。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された平成3年11月分の給与明細書により、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、B社は不明であるとしているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って平成3年11月30日として届出を行ったとしていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、昭和36年5月ごろにA市役所において国民年金の加入手続きを行い、自宅に来た同市役所の集金人を通じて、継続して保険料を納付していたはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号及びB市C区が管理する国民年金被保険者名簿により、昭和40年4月1日から同年6月24日の間であると考えられ、この時点では、申立期間の一部については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年9月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、平成元年4月から同年9月までの国民年金保険料が未納とされていた。

国民年金の加入手続及び年金手帳の受け取りの記憶は無いが、20歳を迎えた平成元年4月にA市役所から国民年金保険料の納付書が届いた後、母から自分で納付するようと言われ、貯金を下ろして同市役所に行き保険料を納付したことは記憶している。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年4月にA市役所から保険料の納付書が届いた後、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、社会保険庁のオンライン記録の勸奨記録から、11年9月ころと考えられることから、申立期間については、国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することができない。

また、仮に、申立期間当時に国民年金の加入手続を行った場合、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所において払い出される国民年金手帳記号は「B」であるが、この記号による国民年金手帳が払い出された形跡が見当たらず、事実、申立人が保管する年金手帳には、厚生年金保険記号番号のみが記載されていることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人は、昭和63年11月に会社を辞めた際に青色の年金手帳を受け取ったと主張しているが、青色の手帳は、平成9年1月1日に基礎年金番号制度が導入された後に発行された手帳であることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月から同年9までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月から同年9月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和57年2月から同年9月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、妻が、夫婦二人分の保険料を納付しており、事実、妻の保険料については、同期間の保険料を納付した領収書があり、納付済みとなっている。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、A町役場において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立期間当時に申立人の居住地を管轄する社会保険事務所において払い出される国民年金手帳記号は「B」であり、申立人には現在の基礎年金番号である厚生年金保険記号「C」以前に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらず、事実、申立人が保管する年金手帳には、厚生年金保険記号番号のみが記載されていることから、申立期間については、国民年金被保険者資格を有していなかったため、保険料を納付することはできない。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の年金記録については、申立期間直後である昭和57年10月から平成12年9月までの厚生年金保険被保険者記録が、12年10月17日に追加されていることが確認でき、仮に、申立期間について、申立人が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたものの、国民年金被保険者期間の一部に保険料の未納期間のある年度がある場合には、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）が存在すべきであるが、同台帳が存在していないことから、厚生年金保険被保険者資格を追加した時点において、

申立期間に係る国民年金の被保険者資格を取得させたことが推認でき、昭和57年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、その妻が、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立人の妻は、申立期間の保険料について、あとからまとめて納付したことは無いと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年10月から51年9月まで
国民年金保険料の未納期間があると年金給付が受けられなくなるという案内がハガキで何回か送られてきた。この案内が最後になりますという通知を受けて、市役所において、妻と二人分の未納保険料を合わせて100万円くらいを一括して納付した。当時は、父親が経営するA店で夫婦一緒に働いていた時期で、保険料は父親が出してくれたことを憶えている。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の未納保険料を一括して納付した際、100万円くらいを納付したと主張しているが、仮に、申立期間を含めた未納保険料を第3回特例納付により納付した場合、申立人が納付したと主張する金額と大きく乖離することから、申立てに信憑性が認められない。

また、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び市役所が管理する被保険者名簿によると、申立人は、昭和54年1月22日に、36年4月から39年9月までの保険料を第3回特例納付により納付し、また、51年10月から53年3月までの保険料を過年度納付している事実が確認できるが、これは、54年1月22日時点で、年金受給資格である300か月以上の納付という条件を満たすために、必要な期間がどれくらいあるかを計算した上で、納付したものと推認できる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、しかも、保険料を用意したとするその父も既に他界しているため、当時の具体的な保険料の準備状況は不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から51年9月まで
国民年金保険料の未納期間があると年金給付が受けられなくなるという案内がハガキで何回か送られてきた。この案内が最後になりますという通知を受けて、市役所において、夫と二人分の未納保険料を合わせて100万円くらいを一括して納付した。当時は、義父が経営するA店で夫婦一緒に働いていた時期で、保険料は義父が出してくれたことを憶えている。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の未納保険料を一括して納付した際、100万円くらいを納付したと主張しているが、仮に、申立期間を含めた未納保険料を第3回特例納付により納付した場合、申立人が納付したと主張する金額と大きく乖離することから、申立てに信憑性が認められない。

また、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び市役所が管理する被保険者名簿によると、申立人は、昭和54年1月22日に、36年4月から39年9月までの保険料を第3回特例納付により納付し、また、51年10月から53年3月までの保険料を過年度納付している事実が確認できるが、これは、54年1月22日時点で、年金受給資格である300か月以上の納付という条件を満たすために、必要な期間がどれくらいあるかを計算した上で、納付したものと推認できる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、しかも、保険料を用意したとするその義父も既に他界しているため、当時の具体的な保険料の準備状況は不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から54年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年6月から54年5月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和45年6月から54年5月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間の保険料については、父が、昭和45年6月に国民年金の加入手続を行い、銀行で納付していたはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和58年11月2日から同年同月9日までの間と考えられ、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、その父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付したことを示す関係資料（家計簿、確定申告書）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その父も既に他界しているため、申立期間当りの具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が国民年金に加入した昭和58年11月時点では、特例納付制度は存在しないため、申立期間の保険料を特例納付により納付することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の記録について、標準報酬月額 of 訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 11 月 1 日から 13 年 11 月 21 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた平成 12 年 11 月 1 日から 13 年 11 月 21 日までの標準報酬月額が 41 万円である旨の回答を受けた。

標準報酬月額については、平成 7 年に 50 万円に下がった記憶はあるが、その後退職するまで変わらなかったはずなので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社には社会保険料の滞納があり、自ら社会保険事務担当者として社会保険事務所に数度相談に行ったとしており、その保険料の滞納を解消するために、社会保険事務所が申立期間に係る標準報酬月額を引き下げたと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の資格記録に訂正は無く、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正された事実は確認できない。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間当時の代表取締役（申立人の配偶者）においても、申立期間に係る標準報酬月額が申立人と同様に月額変更されていることが確認できるものの、事業主の資格記録に訂正は無く、処理に不自然さは無い。

さらに、事業主に照会したところ、回答を得ることはできず、申立人の主張を裏付ける証言は得られなかった。

加えて、申立期間当時、同社に勤務していた同僚一人に照会したところ、回答を得ることはできず、また、同社が社会保険業務を委託していたとする労務管理事務所に照会したものの、当時の状況については不明との回答であった。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

た事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の記録について、標準報酬月額
の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 7 月 1 日から 9 年 7 月 31 日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成 7 年 7 月
1 日から 9 年 7 月 31 日までの標準報酬月額が引き下げられていることが
判明した。申立期間当時は、社会保険料を滞納していた記憶も無く、毎月
32 万円の給与の支給を受けており、この処理には納得できないので、標準
報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準
報酬月額は、当初、平成 7 年 7 月から 9 年 6 月までは 32 万円と記録されてい
たところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 9
年 7 月 31 日付けで、7 年 7 月 1 日に遡及^{そきゅう}して訂正され、9 万 8,000 円に引き
下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記履歴事項全部証明書により、申立人は、申立期
間当時、同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、社会保険関係、経理事務等については取
締役である申立人の妻に任せており、社会保険料が未納であったかどうかに
ついて記憶に無いと主張しているが、当時のA社は、売り上げが減少傾向に
あり店舗を 2 店舗から 1 店舗に縮小したこと、また、正規従業員を減らして
パート従業員に切り替えるなど人件費を節約しているほか、経理事務の委託
費が安い税理士事務所に経理事務を委託替えしていることなど、収益の確保
に努めていたことが確認できる。

さらに、申立人の妻は、申立期間当時、社会保険料の未納は無く、毎月、
B銀行（現在は、C銀行）の当座預金口座の引き落としにより保険料を納付
していたと主張しているが、当時のA社の預金取引明細表では、口座振替に
よる社会保険料の納付記録は見当たらないことから、毎月、保険料を納付し

ていたとする主張について信^{びょう}憑性は認められない。

加えて、A社は、申立人及び取締役であった申立人の妻のほか、申立期間
当時に被保険者であった者は調理担当だった従業員のみだったことから、当
該標準報酬月額の遡及訂正の届出について、代表取締役であった申立人が関
与していなかったとは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の減額に同
意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として
自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることに同意しながら、こ
の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立
人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認
めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の記録について、標準報酬月額
の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 7 月 1 日から 9 年 7 月 31 日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成 7 年 7 月
1 日から 9 年 7 月 31 日までの標準報酬月額が引き下げられていることが
判明した。申立期間当時は、社会保険料を滞納しておらず、毎月 17 万円の
給与の支給を受けており、この処理には納得できないので、標準報酬月額
を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準
報酬月額は、当初、平成 7 年 7 月から 9 年 6 月までは 17 万円と記録されてい
たところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 9
年 7 月 31 日付けで、7 年 7 月 1 日に遡及^{そきゅう}して訂正され、9 万 8,000 円に引き
下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記履歴事項全部証明書により、申立人は、申立期
間当時、同社の取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、社会保険関係、経理事務等については申
立人自身が一定の権限を持って行っていたとしているほか、A社が厚生年金
保険の適用事業所で無くなるための手続についても申立人自身が行ったと主
張しており、これらのことは、従業員及び税理士事務所の担当者の証言と一
致していることから、同社が厚生年金保険の適用事業所で無くなるための手
続については、申立人の判断で行われていたことが推認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時、毎月、保険料を納付していたと主張し
ているが、当時のA社は、売り上げが減少傾向にあり店舗を 2 店舗から 1 店
舗に縮小したこと、また、正規従業員を減らしてパート従業員に切り替える
など人件費を節約しているほか、経理事務の委託費が安い税理士事務所に経
理事務を委託替えしていることなど、収益の確保に努めていたことが確認で

きる。

加えて、申立人は、申立期間当時、毎月、B銀行（現在は、C銀行）の当座預金口座の引き落としにより保険料を納付していたと主張しているが、当時のA社の預金取引明細表では、口座振替による社会保険料の納付記録は見当たらないことから、毎月、保険料を納付していたとする主張について信憑性が認められない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の社会保険・経理事務担当取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることに同意しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年7月1日から2年11月21日まで
② 平成3年10月1日から6年5月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた平成元年7月1日から6年5月30日までの期間のうち、元年7月1日から2年11月21日までの期間及び3年10月1日から6年5月30日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

A社における勤務期間中、同社に勤務していながら、度々、関連会社から給与が支給されていたことを記憶しており、事実、上記照会結果では、平成2年11月21日から3年10月1日までの期間については、関連会社であるB社において厚生年金保険被保険者資格を有していることが判っている。

両申立期間については、A社、あるいは、その関連会社であるC社、D社又はE社のいずれかに所属していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、B社において、平成2年11月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、3年10月1日に資格を喪失しているが、申立期間①及び②を含む平成元年7月1日から6年5月30日までの期間について、同社には勤務しておらず、申立期間①及び②は、A社、C社、D社又はE社のいずれかに所属していたと主張しているところ、公共職業安定所の回答により、申立期間①に係るC社及びF社（A社の関連会社）における申立人の雇用保険被保険者資格記録が確認できる。

また、申立人が申立期間①当時にA社に勤務していたことは、当時の同僚の証言から推認できる。

2 一方、申立人が主張する4社の申立期間①及び②当時の事業主のうち、連絡先が判明したC社及びE社の事業主に照会したものの、申立人に係る申立期間①及び②当時の勤務状況等を確認できる資料は残存しておらず、当時の

状況が不明であるとしており、また、A社及びD社の申立期間①及び②当時の事業主については、連絡先が不明であるため照会することができず、申立人の申立期間①及び②に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人が主張する4社について検索したところ、D社及びE社については、申立人が主張する所在地に該当事業所は確認できないほか、A社及びC社については、厚生年金保険の適用事業所に該当する事業所が確認できたものの、両事業所に係る社会保険庁のオンライン記録には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立期間①当時に申立人の雇用保険の記録が確認できたF社について、社会保険庁のオンライン記録により検索したものの、申立期間①及び②当時に該当事業所は確認できなかった。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚並びに申立期間①及び②当時にA社及びC社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先が判明した13人に照会したものの、申立人に係る厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかった。

- 3 申立期間②について、当時の同僚の一人から、その同僚自身がA社から関連会社であるB社に異動した平成3年ないし4年ごろには、申立人は、A社を退職しており、その後関連会社に異動した形跡は無い旨の証言が得られた。なお、A社及びB社に係る社会保険庁のオンライン記録により、その同僚のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日は、平成3年10月21日であることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、A社は、平成3年10月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、また、C社は、4年5月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている。

- 4 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 16 日から 46 年 2 月まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 県 B 郡 C 町の D 社に勤務していた昭和 44 年 12 月 16 日から 46 年 2 月までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

D 社には、同級生の紹介を受けて入店し、住込みで間違いなく働いていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に勤務していたとする事業所名を「D 社」と記憶していることから、A 県 B 郡 C 町に所在地があり、名称が類似している「E 社」の事業主に照会したところ、申立人の氏名（旧姓）が記載された昭和 44 年 12 月分から 45 年 11 月分までの「給料支払明細書の控」が同事業所から提出され、同明細書の控えにより、同期間には厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、E 社の事業主は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったことは無いと証言しており、事実、社会保険庁のオンライン記録により、E 社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚一人について、申立人は連絡先を記憶していないことから照会することができない上、E 社の事業主も、その同僚の「給料支払明細書の控」については、見当たらないと証言している。

加えて、申立人は、申立事業所について A 県 B 郡 C 町の「D 社」であり「F」は付かないと主張しているが、同町商工会に照会したところ、「D 社」という名称の事業所は存在しない旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当た

らない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 37 年 6 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 35 年 4 月 1 日から 37 年 6 月 1 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

A社では、配達と営業を行っていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時にA社に勤務していたことは、当時の同僚の証言により推認できる。

一方、A社に照会したところ、申立期間当時の資料は保存されていないため、申立人の申立期間における勤務は確認できないほか、申立てどおりの資格取得・喪失の届出の有無及び申立期間に係る厚生年金保険料の納付については不明である旨の回答であった。

さらに、申立期間当時にA社において厚生年金保険の被保険者資格を有していた7人の同僚（申立人が名前を挙げた者を含む。）に照会したものの、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、上記同僚のうち2人から、申立期間当時のA社においては、従業員が申し出ることにより厚生年金保険に加入させていたとの証言が得られており、事実、申立人が自分と同時期に入社したと主張する同僚2人については、いずれも同社において申立人の主張する入社時期よりも1年後に同被保険者資格を取得していることが確認できることから、申し出をした記憶が無いとする申立人は、厚生年金保険に加入していなかったとしても不自然ではない。

また、申立期間に係る社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月 1 日から 53 年 10 月 1 日まで
② 昭和 56 年 3 月 28 日から 58 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 58 年 9 月 1 日から 60 年 9 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 49 年 4 月 1 日から 53 年 10 月 1 日までの期間、B社に勤務していた 56 年 3 月 28 日から 58 年 9 月 1 日までの期間及びC社（現在は、D社）に勤務していた同年 9 月 1 日から 60 年 9 月 1 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

A社では、表彰を受けたことがあり、B社では、健康保険証を使って入院した記憶があり、また、C社でも、健康保険証を使って病院に通院した記憶がある。

このため、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に照会したところ、申立人に係る人事記録(写)が提出されるとともに、申立人は同事業所への入社日が昭和 53 年 6 月 14 日であったことのほか、入社 4 か月後に「E試験」に合格し、同年 10 月 1 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を有したこと、また、54 年 9 月 1 日から個人事業主となったことにより、同日付けで被保険者資格を喪失した旨の回答が得られた。

また、申立期間①当時にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先の判明した 11 人に照会したところ、6 人から回答があったものの、全員が申立人について知らないとしており、そのうち 2 人からはFを担当する者については、成績が悪いと厚生年金保険に加入させてくれなかったとしているほか、1 人からは入社後 3 か月間は見習期間

で、その後厚生年金保険に加入となった旨の証言が得られた。

さらに、公共職業安定所に照会したところ、A社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答があった。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、G県H郡I村（現在は、J市）に所在する「B社」に勤務していたと主張していることから、社会保険庁のオンライン記録により「B社」及び類似する名称の事業所を検索したものの、申立期間②当時に該当事業所は確認できなかった。

また、公共職業安定所に照会したところ、B社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答があった。

さらに、申立人は、「B社」に勤務していた当時、健康保険証を使用してK病院に入院したと主張しているが、同病院に照会したところ、同病院の記録により、申立人は昭和59年11月に国民健康保険証を使用して7日間入院していたことが確認できる旨の回答が得られたことから、申立人の記憶が曖昧である。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③について、D社に照会したところ、同社で保存している申立期間③当時の社員名簿、厚生年金保険被保険者資格取得・喪失等に係る書類では、申立人の名前は確認できないとの回答が得られた。

また、申立期間③当時にC社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先の判明した6人に照会したところ、4人から回答が得られたものの、申立人の申立期間③に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかった。

さらに、公共職業安定所に照会したところ、C社は雇用保険の適用は無い旨の回答があった。

このほか、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 1 日から 38 年 4 月 10 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 36 年 11 月 1 日から 38 年 4 月 10 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和 34 年 6 月にA社に就職して以来、B出張所（現在は、C社）に継続して勤務していた。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時に申立人が主張する「B出張所」に勤務していたことは、現在のC社の事業主の証言により推認できる。

一方、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先が判明した8人（申立人が名前を挙げた同僚1人を含む。）に照会したところ、4人から回答が得られたものの、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

また、A社に照会したところ、「B出張所」は、当初、A社の支店であったが、後に元社員が独立して起業し、別会社としてC社になった旨の証言が得られたほか、現在のC社の事業主から、申立期間当時、C社は、厚生年金保険には加入していなかった旨の証言が得られた。

さらに、C社について社会保険庁のオンライン記録により検索したものの、申立期間当時に、該当事業所は確認できない上、上記の照会で回答のあった同僚4人に、C社の設立時期について尋ねたところ、全員が、分からないとの回答であった。これらのことから、C社の設立時期について不明であるものの、申立人は、A社に勤務していたとする昭和 36 年 11 月 1 日から 38 年 4 月 10 日までの期間について、勤務していた「B出張所」の事業所名がC社に変わったこと及びC社が厚生年金保険に加入していなかったことを知らなかった可

能性がうかがえる。

加えて、C社の当時の事業主は既に他界しているため照会することができず、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。